

II-1 取扱説明書

ガス小型湯沸器 先止め式

家庭用

型式名	YS546
品名	HR-105SS
機器コード	11-052-21-00025

取扱説明書保証書付

ごあいさつ
このたびは、東京ガスのガス小型湯沸器をお買い上げいただき、ありがとうございます。あらかじめこの取扱説明書をよく読み、十分に理解したうえで安全に使用していただくために、本機器を使用する前にこの取扱説明書をよく読み、十分に理解したうえで使用してください。

特定保守製品
この機器は消費生活用製品安全法で指定された「特定保守製品」です。所有者登録と法定点検が必要です。詳しくは11~14ページをご覧ください。

この機器は屋内排気タイプです。使用時には必ず換気してください。

- この取扱説明書は、いつでも使用できるように大切に保管し、使用方法がわからないときにお読みください。
- この取扱説明書の裏表紙が保証書になっています。お買い上げ日、販売店名、保証内容などをよく確認し、大切に保管してください。
- 未読者などが機器を使用するときは、その前に必ず取扱説明書の内容を説明してください。
- 本書を紛失された場合や、ご不明な点があればお買い上げの販売店または、おまりの東京ガスにお問い合わせください。

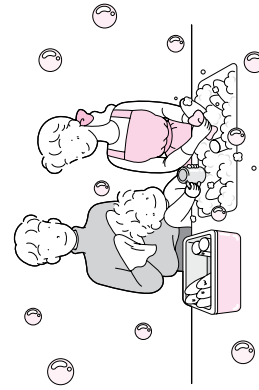
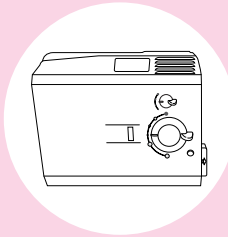
もくじ

- 1. 使用前に**
 - 必ずお守りください(安全上の注意)
 -1~4
 - 各部のなまえ
 -5
- 2. 使いかた**
 - 操作のしかた
 -6~8
 - 凍結予防のしかた
 -9
- 3. 点検・お手入れ、他**
 - 点検・お手入れ
 -10
 - 長期使用製品安全点検制度に関するお願い
 -11~14
 - 故障かな?と思ったら
 -15~16
 - アフターサービス
 -17
 - 仕様・外形寸法図
 -18

保証書.....裏表紙



TW38



TOKYO GAS

保証書

型式名 YS546 品名 HR-105SS ガス小型湯沸器

上記本体をお買い上げいただきましたこととあります。この保証書は、東京ガス供給区域内において、都市ガスにてご使用になる場合に、本書記載内容で無料修理をお約束するものです。

- 保証期間は、お買い上げの日から1年間とし、本体を対象にします。なお、下記部品については、別途以下の年数を保証します。
 - 電圧基体...3年
- 万一故障の場合は、お買い上げの販売店または、最寄りの東京ガスへお申し出下さい。原則として、出張修理いたします。
- サービス員がお伺いした時に、保証書をご提示下さい。
- 保証期間内においても、次の場合は有償修理といたします。
 - (1) 住宅用途以外でご使用になる場合の不具合。
 - (2) 取扱説明書等の記載事項によらないでご使用した場合の不具合。
 - (3) 器具を調整、改造された場合の不具合。(但し、当社都合の場合はのぞきます。)
 - (4) お買い上げ後、取付場所の移動、落下等による不具合。
 - (5) 建築躯体の変形等器具本体以外に起因する当該器具の不具合、塗装の色あせ等の経年変化またはご使用に伴う腐食等により生じる外観上の瑕疵。
 - (6) 強い腐食性の空気環境に起因する不具合。
 - (7) 大、猫、ねずみ、昆虫等の動物の行動に起因する不具合。
 - (8) 火災や水漏れ、落雷、地震、噴火、洪水、津波等の天変地異または戦争、暴動等の破壊行為による不具合。
 - (9) 電気、給水の供給トラブル等に起因する不具合。
 - (10) 指定規格以外のガス、電気または熱媒等をご使用したことによる不具合。
 - (11) 給水・給湯配管などの腐び等異物流入に起因する不具合。
 - (12) 温泉水、井戸水等を給水したことによる不具合。
 - (13) 本保証書を紛失された場合。
- 無料修理やアフターサービス等についてご不明な場合は、お買い上げの販売店または、最寄りの東京ガスへお問い合わせ下さい。

保証額行者: **東京ガス株式会社**
〒105-8527 東京都港区海岸1丁目5番20号
保証責任者: **株式会社A-V-J PRO**
〒554-0023 大阪府北花区春日出南3丁目2-10

■お買い上げおよび販売店

お買い上げ日	平成	年	月	日
販売店	扱			
住所	者			
電話番号	印			

■お客さまへ

- この保証書をお受け取りになる時に、販売年月日、販売店、扱番印が記入してあることを確認して下さい。
- 本保証書は再発行いたしませんので紛失されないように大切に保存して下さい。
- 無料修理期間経過後の故障修理等につきましては「アフターサービス」の項をご参照下さい。
- この保証書による保証書を発行している者(保証額行者・保証責任者)、およびそれ以外の事業者に対するお客さまの法律上の権利を制限するものではありません。

TOKYO GAS

※ご使用に際しての機器に関するお問い合わせは、ご使用地区の事業所または販売店にお願いします。

販売店名

製造者

株式会社A-V-J PRO 本社 〒554-0023 大阪府北花区春日出南3-2-10

UC-01

使用前に

7 必ずお守りください(安全上の注意) ②

〈つづき〉

異常時の処置

! 使用中に地震、火災などが発生した場合は、給湯栓を閉じて消火し、ガス栓を閉じる

! 火災のおそれや思わぬ事故の原因になります。

※断水時やガスの供給が止まったときは使用できません。給湯栓を閉じて消火の状態にしてください。そのまましておくと、断水復帰時に再度点火してしまいます。

※停電時は換気扇が作動しないため、換気には十分注意してください。

※断水復帰後はガス切替ハンドルを「水」の位置にし、通水を確かめてから、6ページの「操作のしかた」に従って操作してください。また、断水復帰後は十分水を流してください。使い始めの水は飲用や調理には使用しないでください。

使用上の注意

! 機器にエアコンの風を直接あてない

! 爆発点火や炎あふれの原因となり、火災のおそれがあります。

! 風通しのよい場所で機器を使用するときは、機器に直接風をあてないように窓の明けかたに注意する

! 機器に強い風があたると不完全燃焼をおこし、安全装置が作動することがあります。

スプレー類について

! 機器の近くでは、スプレー（ヘアースプレー・ツヤ出しスプレー・窓の結露防止剤など）を使用しない

! スプレーに使用されている可燃性ガスに引火して、爆発や火災をおこすおそれがあります。

△ 注意

やけど注意

! 使用中、水圧の変化でお湯の温度が変わることがあるため、お湯の温度には十分注意して使用する

! お湯を一度止めて再使用するときは、はじめに熱いお湯が出るため、十分注意して使用する

! やけどのおそれがあります。

使用上の注意

! 機器の中や機器と壁とのすき間に手や棒

! など入れない

! やけど、けが、故障の原因になります。

火災予防

! 機器の排気口周辺に加熱されて困るもの(耐熱性の低い樹脂製品や照明器具など)を置かない

! 照明器具などが変形したり、変色したりします。

設置について

! 機器を取り替えた場合、旧機器の処理は専門の業者に依頼をする

! もしお客様で旧機器の処理をされる場合、乾電池を取りはずしてから正帰の処理をする

! 燃焼排ガスの上昇する位置(コントロール・レンジ上方)には設置しない

! 機器の変形や不完全燃焼防止装置が作動して火がつかない場合があります。また、機器の寿命を縮めます。

用途について

! 給湯以外の用途には使用しない

! お風呂への給湯など、長時間連続の給湯は絶対に行わない(消し忘れ防止装置が作動して、約10分で消火します)

! 給湯ホース接続は絶対に行わない

! 一酸化炭素中毒、やけどや機器損傷のおそれがあります。



お願い

ガス事故防止

使用時の点火、使用後の消火、および使用中はときどき正常に作動していることを確かめる
外出や就寝の際は消火を確かめ、ガス栓を必ず閉じる



ガス栓

設置場所に対する注意

機器の後ろや周辺に網戸がある場合は、機器の熱や、排気ガスが網戸側に流れないように、網戸側の窓は開けない

網戸が変形したり、変色したりします。

温泉水や井戸水・地下水の使用禁止

水質によっては、機器内の配管に異物が付着したり、腐食して水漏れすることがあります。この場合は保証期間内でも有料修理になります。

用途について

業務用の用途では使用しない

この製品は家庭用ですので、業務用の用途で使用すると製品の寿命を著しく縮めます。この場合の修理は、保証期間内でも有料になります。

補助具について

この機器専用の付属品あるいは、別売品以外は使用しない(乾電池は除く)

市販されている補助具は使用しない

思わぬ事故や故障の原因になります。

飲用に使用するとき

機器内に長時間たまった水や朝一番のお湯は、飲まない、調理に使用しない

雑用水として使用してください。

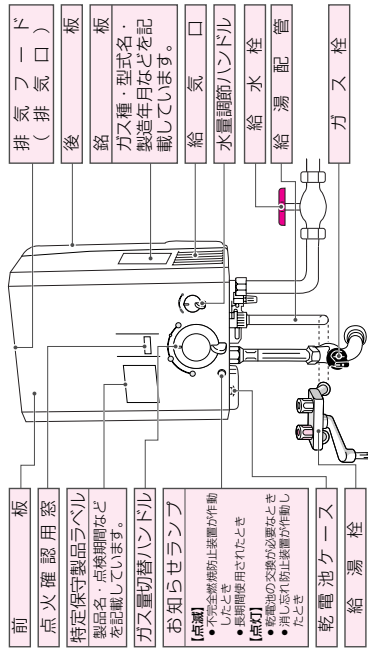
凍結による破損を予防する

暖かい地域でも、機器や配管内の水が凍結して破損事故が起こることがありますので、必要な処置をしてください。凍結により機器が破損したときの修理は、保証期間内でも有料になります。

凍結予防のしかたは、9ページを参照してください。

使用前に

7 各部のなまえ



特長

この機器には、次のような安全装置が付いています。

立消え安全装置

万一、バーナーの炎が消えたとき、この安全装置がはたらいて、自動的にガスを遮断します。再度お湯を使うときは、機器内にガスがたまっていきますので、10分くらい待ってから使用してください。

不完全燃焼防止装置

部屋の換気不足や熱交換器の詰まりにより不完全燃焼となる前に、この装置がはたらいて自動的にガスを遮断します。お湯が使えなくなっても、お知らせランプが点滅するときは、不完全燃焼防止装置が作動しています。ただちに使用を中止し、ガス栓を閉じ、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。二酸化炭素中毒のおそれがあります。

過熱防止装置(温度ヒューズ)

使用中、機器内の温度が異常に高くなったとき、この安全装置がはたらいて、自動的にガスを遮断します。ガス栓を閉じ、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。

残火安全装置(バイメタルスイッチ)

万一、バーナーの火が消えずに湯温が異常温度上昇したときは、ガスを自動的に停止します。ガス栓を閉じ、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。

過圧防止安全装置(逃し弁)

給湯性を閉じて直後に熱交換器の予熱により熱交換器の圧力が高くなり、過圧防止安全装置(逃し弁)が作動して水がボタボタ出る場合がありますが、機器の故障ではありません。床面をぬらすような不都合が生じる場合は、過圧防止安全装置(逃し弁)の排水処理が必要です。ガス栓を閉じ、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。

消し忘れ防止装置

つい、うっかり消し忘れた場合、約10分後に自動的に消火します。(水は止まりません)再度お湯を使うときは、給湯栓を操作すればお湯が使えますが、お部屋の空気が汚れている場合がありますので、空気を換えてから使用してください。

点検時期お知らせ装置(タイムスタンプ機能)

長期間使用され、使用回数が10万回を越えると、出湯中にお知らせランプが点滅します。販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。点検のご案内をさせていただきます。

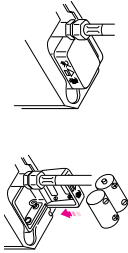
使いかた

2 操作のしかた ①

初めて使うときは、次の準備が必要です。次の手順で行ってください。

7 乾電池を取り付けます。

- 左下部の乾電池ケースを押し下げて、乾電池を取り付けます。(③の内に乾電池の方向を表示しています。)
- 乾電池(単1形・1.5V×2個)を取り付け、元とおりに乾電池ケースを閉じます。

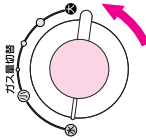


お願い

乾電池を入れるときは、④の方向に注意してください。(奥の乾電池は右側が、手前の乾電池は左側がです。)④を逆に入れると、機器を使用できません。

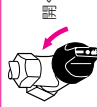
2 給水栓を全開にします。

- ガス量切替ハンドルを「水」の位置にします。
- 給湯栓を開いて水が出ることを確認し、給湯栓を閉じて止水してください。
- ガス量切替ハンドルをガス量切替の「1」の位置に戻してください。



3 ガス栓を全開にします。

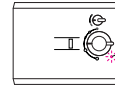
- この機器に接続されたガス栓であることを確認して、全開にします。
- お部屋のガス栓を開く際には、誤って他の機器のガス栓を開けないでください。



お知らせランプについて

出湯操作時にお知らせランプが点灯または点滅すれば、次の原因が考えられます。処置方法に従ってください。

お知らせランプ	症状	原因	処置方法
点滅 (使用時のみ)	通常通り使用可能	長期間使用されたとき	販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。点検のご案内をさせていただきます。
	途中消火 (水になる)	不完全燃焼防止装置が作動	不完全燃焼防止装置が作動
	点滅しない (お湯が使えない)	不完全燃焼防止装置が連続して作動	不完全燃焼防止装置が連続して作動
点灯	お湯が使えない	乾電池が消耗	上記「1」乾電池を取り付けます。「を参照し、乾電池を取り替えてください。
	約10分後に自動消火	消し忘れ防止装置が作動	上記「1」乾電池を取り付けます。「を参照し、乾電池を取り替えてください。

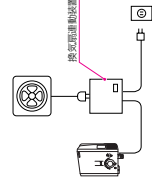


お知らせランプ

換気扇連動装置の使いかた(別売品)

換気扇連動装置を使用すると、機器の点火・消火に連動して、換気扇が自動的に作動・停止します。換気扇連動装置は別売品ですので、販売店または、もよりの東京ガスに相談してください。

1. 換気扇連動装置の電源プラグをコンセントに差込みます。
2. 給湯栓を開きまます。
3. 機器と連動して換気扇が回ります。



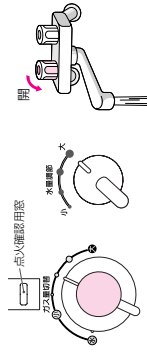
2 使いかた 操作のしかた②

出湯・出湯停止

出湯

ガス量切替ハンドルおよび、水量調節ハンドルを回して、適当な湯温の位置に設定し、給湯栓を全開にします。

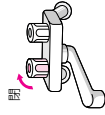
- 点火し、出湯します。
- 点火確認用窓で点火したことを確認します。



出湯停止

使用後は給湯栓を閉じます。

- 消火し、お湯が止まります。
- 点火確認用窓で消火したことを確認し、ガス栓を閉じます。



警告

やけど注意

- 使用時は、手で湯温を確認してから使用する
- お湯を一度止めて、再使用するときは、はじめに熱いお湯が出るため、熱いお湯を出さずから使用する
- 蒸気が激しく出るような状態で使用しない
- 蒸気の出ない位置までガス量切替ハンドルまたは、水量調節ハンドルをもどす
- 使用後、小さなお子さまのいる家庭では、ガス量切替ハンドルを「水の位置」にする

注意

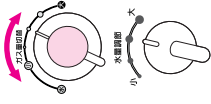
給湯栓を全開にしても点火しないときは、給湯栓を閉じ消火の状態にし、しばらく(約10秒程度)待ってから再度点火操作する
正常に点火しなかった場合、時間を置かず再点火操作をすると、点火動作が遅れることがあります。また異常点火して大きな音がしたり、機器の故障の原因になることがあります。

お願い

- ガス栓・給湯栓を操作しての点火・消火は、絶対にしないでください。

湯温調節

- ガス量切替ハンドルを「右[大]」へ回すと、ガス量が多くなり、熱いお湯が出ます。「左[小]」へ回すと、ガス量が少なくなり、ぬるいお湯が出ます。
- ※使用中、ガス量切替ハンドルを「水の位置」に合わせて、自動的に消火して、水に切り替わります。



- 水量調節ハンドルを「右[大]」へ回すと、湯量が多くなり、ぬるいお湯が出ます。「左[小]」へ回すと、湯量が少なくなり、熱いお湯が出ます。

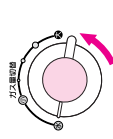
《使用例》

- 夏期など水温が高く水量調節ハンドルを「大」側にしても、まだお湯が熱すぎるときは、ガス量切替ハンドルを「小」に回してください。ガス量が少なくなり、お湯はぬるくなります。
- 冬期など水温が低くて水量調節ハンドルを「小」側にしても、まだ十分お湯が熱くならないときは、ガス量切替ハンドルを「大」に回してください。ガス量が多くなり、お湯は熱くなります。

水を使用したいとき

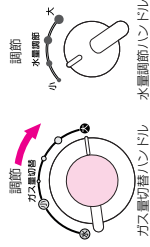
ガス量切替ハンドルを「水の位置(左側いっぱい)に回す)にし、給湯栓を開きます。

- この場合はガスには点火せず、水が出ます。ガス量切替ハンドルを「水」以外の位置(「小」～「大」)にすると、自動的に点火してお湯が出ます。
- 水を止めるときは、給湯栓を閉じます。



熱湯を使用したいとき

ガス量切替ハンドルを「大」、水量調節ハンドルを「小」の位置にします。

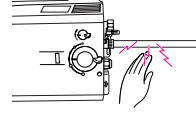


注意

- 熱いお湯を使用中あるいは使用直後は、給湯配管が高温となるため、手を触れない
やけどをすおそれがあります。

使用中、お湯を使っている人以外は機器を操作しない
やけどや思わぬ事故の原因となります。

- 熱いお湯を使い終えたあとは、次の使用時のやけどを防ぐため、水量調節ハンドルを「大」側の位置に戻してから水を止める
やけどをすおそれがあります。



2 使いかた 凍結予防のしかた

お願い

- 暖かい地域でも、機器や配管内の水が凍結して破損事故が起こることがありますので、以下をお読みいただき、必要な処置をしてください。
- 凍結により機器が破損したときの修理は、保証期間内でも有料になります。
- 凍結予防せず凍結した機器や配管を損傷させたり、床・壁などを汚した場合の修理・補修費用はお客様の負担になります。

水量調節ハンドルが通常の回転より重いとぎや回らない場合、または、凍水しない場合は、凍結していますので、機器が解凍するまで使用しないでください。

☐冷え込みが厳しく凍結のおそれがあるときは、次の予防措置を行ってください。

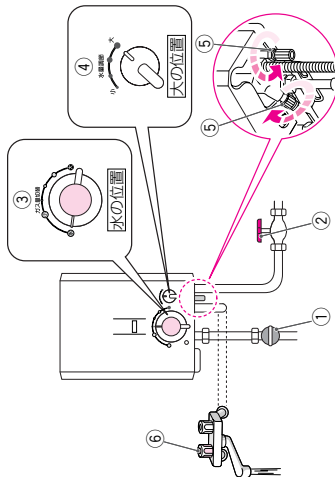
機器内の水を抜く方法

△注意

お湯の使用後は、機器内のお湯が高温になっているので、機器が冷えてから行う高温のお湯が出て、やけどのおそれがあります。

- ①ガス栓①・給水栓②を閉じる
(寒冷地などで不凍地使用時は、不凍栓を閉じ、給水栓を全開にする)
- ②ガス量切替ハンドル③を「水」の位置にする
- ③水量調節ハンドル④を「大」の位置にする
- ④水抜き栓⑤(2ヶ所)をはずし(水が出ます)、給湯栓⑥を開き、機器内の水を完全に抜き、翌朝まで放置する

再使用するときは、水抜き栓をしっかり閉じて、6ページの2～3の手順に従って使用してください。



凍結したときの処置

- 凍結したときは、自然に解凍するまで待ってから、6ページの「操作のしかた」により、①水の出ること、②水漏れのないこと、③作動に異常のないことを確かめてから使用してください。

長期間使用しない場合

お願い

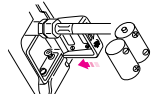
- ガス栓・給水栓を閉じる
- 機器内の水を抜く方法に従い、水抜きを行う
- 各部の汚れを取り除く
- 乾電池を乾電池ケースから抜き、乾電池の液漏れにより、機器をいためる原因になります。

3 点検・お手入れ、他 点検・お手入れ

点検

- ガスの臭いはしていないか。運転中にガスが出ていないか。排気口は、白い粉で汚れたり、使用時に不快な臭いがしていないか。機器および接続部からの水漏れはないか。
☞上記の場合は、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。(点検・修理をさせていただきます。有料)
- 機器の周りに燃えやすいもの、障雪物、落下物がある場合は、取り除いてください。
☞燃えやすいもの、障雪物、落下物がある場合は、取り除いてください。

乾電池の取り替え



- 乾電池は消耗品です。給湯栓を開いたとき、お知らせランプが点灯したり、スパーク間隔が厚くなり、同時に点火しにくくなった場合は、乾電池が消耗していますので、乾電池を交換してください。(単1×2本)
- 乾電池の寿命は乾電池の種類によっても異なりますが、通常の使い方で、約1年をめやすとしてください。ただし、使用回数が多い場合、また1回あたりの使用時間が長い場合などは寿命が短くなる場合があります。付属の乾電池は、工場出荷時に納められたもので自己放電のため、寿命が短くなっている場合があります。また新品の乾電池でも長い間保管されたものは、使用期限を確認してから使用してください。
- 6ページを参照し、乾電池を取り替えてください。

お願い

乾電池を入れるときは、⊕の方向に注意してください。(奥の乾電池は右側が⊕、手前の乾電池は左側が⊕です。)

⊕を逆に挿入すると、機器を使用できません。

乾電池の交換は2回とも新しい同等のものにしてください。(長寿命のアルカリ乾電池をおすすめします。) 新旧、異なる種類の乾電池を使用すると乾電池が破裂したり、液漏れする原因となります。乾電池ケースのふたは確実に閉めてください。

お手入れ

△注意

- お手入れは、手袋などで指先を保護し、機器が十分冷えてから行う
やけどのおそれがあります。
- お手入れが必要な場合は絶対には絶対には分解しない
お所用中性洗剤(食器・野菜洗い用)以外の洗剤や、たわしなどの硬いもの、みがき粉・シンナー・ベンジ
ン・エタノールを使用しない
表面の光沢や塗装・印刷・文字などがきえたりキズがつきます。
ツヤ出しスプレーなどを直接吹きかけない
点く不良の原因となります。
機器上面の排気フード部には触れない
排気フードが変形すると、不完全燃焼を起こすおそれがあります。

【外観】いつも清潔に使っていただくために、ときどき前板と操作部を水気をよく絞った柔らかい布で拭いてください。汚れがひどいときは、お所用中性洗剤(食器・野菜洗い用)を付けて拭き取ってください。

水フィルターのそうじ



お願い

- 定期的な点検をおすすめ
使用上支障がない場合でも、安全に、より長く使用していただくために、2～3年に1回程度の定期的点検をおすすめします。(有料)詳しくは、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。

3 点検・お手入れ、他 長期使用製品安全点検制度に関するお願い

特定保守製品とは・・・

「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なもの（消費法第2条第4項）」として指定された製品です。

1 所有者登録をしてください。

- 付属の「所有者登録（返信用）」に必要事項を記入して投函してください。

2 点検時期になったら、点検通知が届きます。

- 所有者登録をいただいた方に、点検期間の始まる時期に法定の点検通知が届きます。（消費法第32条の12）

3 法定点検を申し込み、法定点検を受けてください。

- この機器の法定点検のお申し込み・お問い合わせは、14ページを参照してください。

法定の点検期間になったら点検を受けてください

- 特定保守製品は、経年劣化による重大事故を防止するために、設計標準使用期間に基づいて製品ごとに設定された点検期間中に点検を受けることが、製品の所有者の責務として求められています（消費法第32条の14）。本製品に表示している点検期間になりましたら、必ず点検を受けてください。（点検は有料です）
- なお、法定点検の後でもご使用を継続する場合には、こまめに点検を受けることが本製品を安全にお使いいただくために必要となりますので、ご注意ください。
- 法定点検は、その時点で点検基準に適合しているかどうかの確認であって、その後の安全を担保するものではありません。

法定の所有者登録をしてください

- 特定保守製品の所有者は、この製品の製造（輸入）事業者が法定の所有者登録をすることが求められています（消費法第32条の8第1項）。製品に同梱している「所有者票」に記載している《所有者情報の登録方法》に従って、ご登録をお願いします。
- ご登録いただいた所有者情報は、消費法、個人情報保護法および当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検やリコール等の製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用いたしません。

登録していただいた所有者情報に変更がございましたらご連絡ください

- 所有者情報に変更があった場合、この製品の製造（輸入）事業者に変更の連絡をすることが求められています（消費法第32条の8第2項）。

引越などですべての所有者情報に変更がありましたら、速やかに「所有者票」に記載している《所有者情報の登録方法》に掲げる問合せ連絡先にご連絡ください。

ご連絡いただかない場合、法定点検やリコール等の製品安全に関するお知らせが正しく届かないことがあります。

法定の点検通知をいたします

- 法定の所有者登録をいただいた方に、登録情報に基づいて点検期間の開始前に法定の点検通知をいたします（消費法第32条の12）。
- 点検期間については、製品本体の表示、もしくは製品に同梱している「所有者票（お客さま控え）」をご覧ください。

【本製品の設計標準使用期間について】

本製品は、設計標準使用期間*を10年と算定しており、適切な点検をすることなく、この期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

※設計標準使用期間とは、標準的な使用条件の下で、適切な取り扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、製品ごとに設定されるものです（消費法第32条の3）。【無料修理保証期間】とは異なるので、ご注意ください。（無料修理保証期間は保証書を参照願います）

<設計標準使用期間の算定の根拠>

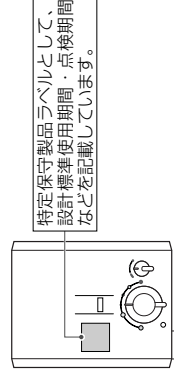
本製品の設計標準使用期間は、次のように設定しています。

- 1) 始期・・・製造年月
- 2) 終期・・・JIS S 2071の「標準使用条件」に基づいて想定した以下の使用条件にて、当社において耐久試験等を行い、その結果算出された数値等に基づいて、「経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないこと」を確認した時期

■使用条件（台所・洗面）

項目	条件
家族構成	4人世帯
季節	中間期（春・秋）
気温・湿度	20℃/65%
給水温度	15℃±10℃
出湯温度	40℃
1日使用量	130リットル
1日使用時間	30分
1年使用日数	365日

■機器への表示



＜ご注意ください＞

使用頻度・使用環境・設置場所が標準的な使用条件と異なる場合、または、業務用等本来の目的以外の方法で使用された場合は、本体に記載の設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起きる可能性があります。これに該当するような場合は、P14「本製品の点検等に関するお問い合わせ先」にご連絡ください。

点検について

法定点検は、東京ガスが本点検作業を委託した事業者が行います。

【点検の内容について】

- 特定保守製品について、点検期間中に点検基準に従って実施する有料の法定点検です。
- 点検基準とは消安全法省令に定められており、製品区分ごとに点検項目、点検内容が定められています。
- 点検の結果は、点検結果表にてお知らせします。
- 点検の結果、不適合となった場合には可能な限りの選択肢をお知らせします。この場合、整備（修理を含む）を行う使用を継続するかどうかがお客さまの判断となります。

【点検の料金について】

点検料金は、お客さまにご負担いただけます。また、点検の結果、整備が必要となった場合は、別途整備費用（有料）が発生いたします。
点検料金は技術料、出張料などを合計した金額となります。
なお、点検料金の設定の基準等や、点検要請に対して速やかに対応できるよう東京ガス管内に配置しておりますサポート拠点については、下記のアドレスからご覧いただけます。
<http://home.tokyo-gas.co.jp/>
インターネットでご確認できない場合は、P14「本製品の点検等に関するお問い合わせ先」にご連絡ください。

【本製品の点検の結果必要になると見込まれる整備用部品の保有期間】

整備用部品とは、法定点検の結果、不備が認められた場合に、安全性を確保（回復）させるために必要な部品であり、補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）とは異なります。

- (1) 点検・消火装置に関する部品：製造打切後11年
点検プラグ・点火器
- (2) 水・湯・ガス通路に関する部品：製造打切後11年
バックシン・オリフク
- (3) 安全装置に関する部品：製造打切後11年
熱電対・温度ヒューズ・ハイリミットスイッチ

※補修用性能部品の保有期間は取扱説明書をご覧ください。

本製品の点検等に関するお問い合わせ先

この機器の法定点検のお申し込み・お問い合わせは、下記へお願いいたします。

東京ガスお客さまセンター
(受付時間：月曜日～土曜日(祝日除く)9:00～19:00)
TEL：03-3344-9199

【本製品の日常的に行うべき点検・お手入れ】

製品を安全にご使用いただくために、月1回程度は、お客さまで日常的に点検やお手入れを行ってください。

＜点検・お手入れ前のご注意＞

- 製品の使用後は、製品や製品内のお湯が高温になっていますので、やけど予防のため製品が冷えてから点検・お手入れを行ってください。

＜点検・お手入れの内容＞

- 取扱説明書の点検・お手入れに関する項目および、安全上の注意に関する項目をご参照ください。
- 次のような症状があれば、経年劣化の兆候と考えられますので、下記「本製品の修理に関するお問い合わせ先」にご連絡ください。
 - －使用中に機器から異常音が聞こえる。
 - －機器外観に異常な変色や傷がある。
 - －機器・配管から水漏れがある。
 - －排気フード部にススがついている。

本製品の修理に関するお問い合わせ先

お買い上げの販売店または、もよりの東京ガスにご連絡ください。
別添の「お問い合わせ先一覧表」を参照してください。

【任意の定期点検について】


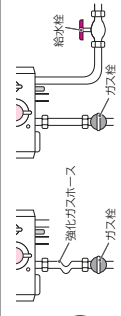
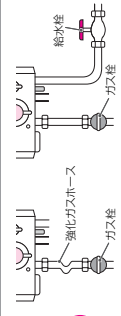
製品を安心して長くご使用いただくために、法定点検の他に定期的な点検（有料）をおすすめします。詳しくは上記「本製品の点検等に関するお問い合わせ先」にご連絡ください。

3 点検・お手入れ、他 故障かな? と思ったら

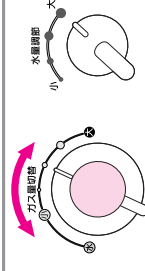
修理を依頼される前に、次のことを確認してください。

- 故障かな? と思ったらただちに使うのをやめて、まず次のことをお調べください。
- 故障かな? と思ってもよく調べるが故障でない場合があります。
- 調べてもわからないときはまただちに使うのをやめて販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。

点火しなかったり、点火してもすぐ消えてしまうようなとき

点 検 事 項	
安全機能かはたらいませんか?	5ページ下段の「□」この機器には、次のような安全装置が付いています」に従って再操作してください。
お部屋のガス栓は全開になっていますか?	十分に開けてください。 
強化ガスホースが折れていませんか?	
給水栓・給湯栓は十分開いていますか?	
乾電池がなくなったり開いていませんか?	お知らせランプが点灯したら、乾電池が消耗してきますので交換してください。 乾電池交換の方法は、6ページを参照してください。

湯温調節しても熱いお湯やぬるいお湯が得られないとき

点 検 事 項	
ガス量調節ハンドルや、水量調節ハンドルの位置は適切ですか?	
お部屋のガス栓・給水栓・給湯栓は十分に開いていますか?	

こんなとき	原 因	参照ページ
ガスの臭いがする。 いやな臭いがする。	<ul style="list-style-type: none"> □ただちに使用を中止し、ガス栓を閉めてから原因を調べてください。 ●風呂に燃えやすいものやプラスチック製品などがありますか? ●調べてもわからないときは、ただちに使用を中止し、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。 一酸化炭素中毒のおそれがあります。 	2 —
異音で燃える。 炎が安定しない。	●換気は十分にされていますか? ガス量切替ハンドル(1)の位置は、炎の先端が少し黄炎になることがありますか異常ではありません。	1
異常音をたてて燃える。	●給水栓・給湯栓が全開になっていますか?	6・7
点火動作が遅れる。 点火しない。 点火しにくい。 消火する。	<ul style="list-style-type: none"> ●給水栓・ガス栓が全開になっていませんか? ●乾電池が消耗していませんか? ●給水栓・給湯栓が全開になっていませんか? ●ガス量切替ハンドルが「水」の位置になっていませんか? ●安全装置ははたらいていませんか? 調べてもわからないときは、ただちに使用を中止し、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。 一酸化炭素中毒のおそれがあります。 	6 10 6・7 7 5
使用中、火が消える。	●点火してから10分以上たっていないのに火が消えた場合は販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。 一酸化炭素中毒のおそれがあります。	5 5
お湯の出が悪い。	●給水栓・給湯栓が全開になっていませんか? ●給水接続口内部にあるフィルターのゴミ詰まりが原因と考えられます。水フィルターを掃除するか、販売店または、もよりの東京ガスに相談してください。	6・7 10
お湯が白くなることがある。	●水には空気が含まれていて、加熱すると気泡となってあらわれるため、異常ではありません。	—
点火してもしばらく、高温あるいは熱湯に設定して使用すると「シュー」という音がする。	●点火を確実にするため、約2秒間「パチパチ」しつづけます。異常ではありません。	—
給湯栓を開いたとき「ポツ」という音がする。	●熱による膨張・収縮音で異常ではありません。	—
お知らせランプが点灯する。	●点火音で異常ではありません。	—
お湯が使用できなくなったり、お知らせランプが点滅する。	●出湯操作中にお知らせランプが点灯するときは、乾電池の交換が必要です。	6
お湯を使用中のみ、お知らせランプが点滅する。	●安全装置が作動しています。ただちに使用を中止し、販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。	6
お湯を使用中のみ、お知らせランプが点滅する。	●長期間使用されています。販売店または、もよりの東京ガスに連絡してください。点検のご案内をさせていただきます。	6

点検・お手入れ、他

3 アフターサービス

サービスのお申し込み

- 15～16ページの「故障かな?」を見て、もう一度確認してください。
- 確認のうえ、それでも不都合な場合、あるいはご不明な場合は、ご自分で修理しないで、販売店または、もよりの東京ガスへ連絡してください。なお、連絡されるときは、下記のことをお知らせください。

1. 製品名 HR-105SS
2. 型式名 YS546
3. 故障または異常の内容(できるだけ詳しく)
4. ご住所・お名前・電話番号・道順(できるだけ詳しく)

転居される場合

ガスには都市ガス(数種類)およびLPガスの区分があります。

- ガスの種類が異なる地域へ転居される場合には、部品の交換や調整が必要となり、転居先のガスの種類をご確認のうえ、お買い上げの販売店または、転居先のガス事業者に連絡してください。
- この場合、調整・改造に要する費用は保証期間中でも有料となります。
- ガスの種類によっては調整・改造できない場合もあります。

保証書

取扱説明書の裏表紙が保証書になっています。

- 保証書に記載されているように、機器の故障については、一定期間・一定条件のもとに修理いたします。保証書を紛失されますと、無料修理期間であっても修理費をいただくことがありますので、大切に保管してください。
- 無料修理期間経過後の修理については、販売店または、お客様または、もよりの東京ガスに相談してください。修理によって機能が維持できる場合は、お客様のご要望により有料修理いたします。

補修用性能部品の保有期間

- 補修用部品の保有期間は、当製品の製造打ち切り後7年です。その後の修理は補修用性能部品がなく、修理できない場合がありますので、ご了承ください。性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。

点検・お手入れ、他

3 仕様・外形寸法図

仕様

品名	ガス小型沸騰器
型式名	HR-105SS
種類	YS546
給(出)湯方式	先止め式
給排気方式	開放式
点火	連続スパーク
最低作動水圧	35kPa (0.35kgf/cm ²)
使用水圧	0.05～0.7MPa (0.5～7.0kgf/cm ²) (推奨水圧約0.1～0.5MPa (約1.0～5.0kgf/cm ²))
排気温度	260℃以下
外形寸法	高さ358mm×幅288mm×奥行135mm
質量(本体)	5.7kg
給水	G1/2B (15A)
給湯	G1/2B (15A)
給力	R1/2 (TU接続)
安全装置	立消火安全装置・不完全燃焼防止装置・過熱防止装置・消火器防止装置・過圧防止安全装置・熱火安全装置
付属部品	木ネジ(3本)・乾電池(単1×2本)・過圧防止安全装置用排水チューブ・止め輪
ガスのおよび	出湯能力/分(ガス消費量最大時)
種類	最大
13 A	25℃上昇
12 A	40℃上昇
	5.0
	3.1
都市ガス	9.8
	4.7
	2.9

備考 ● 出湯能力は給水圧力0.1MPa (1kgf/cm²) のとき。
● ガスはJISに規定する標準ガス、標準圧力のとき。

外形寸法図

